

## 各要望事項に係る論点整理について（法律改正に関わらない事項）

## 1. 日本薬剤師会からの要望について

1 要望書 (資料2) P.2	在宅患者に調剤を行う際の処方せん送信手段の合理化	○ 現行、ファクシミリにより認められているものと同様、患者の送信手段についてメールを追加するものであり、また、薬剤の交付時には処方せん原本との突き合わせが行われることとなっていることから、認めたとしても特段の問題はないのではないか。
--------------------------	--------------------------	--

## 2. チーム医療推進協議会からの要望について

	要 望 内 容	論 点
1 要望書 (資料3) P.19	<日本医療社会福祉協会> 社会福祉士の援助技術や相談支援体制の変更に伴う研修システムの支援	○ 支援としてどのような内容を想定しているのか。
2 要望書 (資料3) P.20	<日本医療社会福祉協会> ・救急救命センターへの社会福祉士の配置 ・地域支援病院への在宅拠点事業担当社会福祉士の専任配置	○ どのような制度において配置基準を設けることを想定しているのか。
3 要望書 (資料3) P.21	<日本栄養士会> 包括的指示に基づいた病棟における管理栄養士の業務拡大（食事内容の変更、栄養食事指導の判断（診療報酬で認められる行為を含む））	○ 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成 22 年 4 月 30 日付け厚生労働省医政局長通知）において、一般食について、医師の包括的な指導を受けて、その食事内容や形態を決定し、又は変更することは管理栄養士の行いうる業務とされている。  一方、特別食については、栄養食事指導の判断等が診断に該当する可能性があるのではないかと。

<p>4</p> <p>要望書 (資料3) P.22、 23</p>	<p>&lt;日本栄養士会&gt;</p> <p>包括的指示に基づいた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケア領域による管理栄養士の業務拡大 (食形態、食事内容の変更)</li> <li>・摂食機能療法領域における管理栄養士業務 の拡大(食形態、食事内容の変更)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緩和ケア領域、摂食機能療法領域において管理栄養士が関わることは、現行においても可能ではないか。</li> </ul>
<p>5</p> <p>要望書 (資料3) P.24</p>	<p>&lt;日本救急救命士協会&gt;</p> <p>救急救命士の処置範囲拡大に必要な追加教育・講習の民間救急救命士への実施体制の確立と支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施体制の確立と支援の具体的な内容として想定されているものはなにか。</li> <li>○ 特定行為の追加教育や講習の受講に関しては消防に所属する救急救命士に制限したものではない。民間救命士への追加教育・講習が必要と判断されるのであれば、それぞれの組織で環境整備や特定行為の認定を行う都道府県 MC 協議会との調整を行うことで対応は可能でないか。</li> </ul>

<p>6</p> <p>要望書 (資料3) P.25</p>	<p>&lt;日本言語聴覚士協会&gt;</p> <p>包括的指示に基づいた、高次脳機能障害（認知症含む）、失語症、言語発達障害、発達障害などの評価に必要な臨床心理・神経心理学検査種目の選択・実施及び検査結果の解釈</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検査の選択については、どの程度の内容が想定されているのか。</li> <li>○ 検査結果の解釈について、診断に及ぶものは医行為であるため言語聴覚士が行うことは困難であるが、最終的に医師が診断を行うことを前提に、言語聴覚士が所見をまとめ、医師の診断を補助することは可能ではないか。</li> </ul>
<p>7</p> <p>要望書 (資料3) P.26</p>	<p>&lt;日本言語聴覚士協会&gt;</p> <p>包括的指示に基づいた診療放射線技師との嚥下造影の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行において、言語聴覚士と診療放射線技師が連携して、嚥下造影検査を実施することは可能ではないか。</li> </ul>
<p>8</p> <p>要望書 (資料3) P.27</p>	<p>&lt;日本言語聴覚士協会&gt;</p> <p>包括指示に基づいた嚥下訓練・摂食機能療法における食物形態等の選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度上、どのような対応を想定しているのか。</li> </ul>

<p>9</p> <p>要望書 (資料3) P.28</p>	<p>&lt;日本作業療法士協会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的指示による訪問リハビリテーションの実施</li> <li>・ 訪問リハビリテーションにおける複数職種による同時訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ どのような指示を行うかは医師の判断に委ねられており、現行においても実施可能ではないか。</li> <li>○ 制度上、どのような対応を想定しているのか。</li> </ul>
<p>10</p> <p>要望書 (資料3) P.29</p>	<p>&lt;日本作業療法士協会&gt;</p> <p>医師の包括的指示に基づき、福祉用具等の導入の適応や環境整備を検討し、適応訓練を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度上、どのような対応を想定しているのか。</li> </ul>
<p>11</p> <p>要望書 (資料3) P.30</p>	<p>&lt;日本理学療法士協会&gt;</p> <p>理学療法士の病棟配置の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度上、どのような対応を想定しているのか。</li> </ul>
<p>12</p> <p>要望書 (資料3) P.31</p>	<p>&lt;日本理学療法士協会&gt;</p> <p>包括的指示に基づいた義肢装具及び生活支援機器の選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度上、どのような対応を想定しているのか。</li> </ul>

<p>13</p> <p>要望書 (資料3) P.32</p>	<p>&lt;日本理学療法士協会&gt;</p> <p>訪問リハビリテーション事業所以外で医業を行ういわゆる主治医からの包括的指示に基づいた訪問リハビリテーションの実施</p>	<p>○ 制度上、どのような対応を想定しているのか。</p> <p>※ 現在は、主治医による診療情報提供だけではなく、訪問リハビリテーション事業所の医師による診察とリハビリテーションの指示がなければ、介護報酬の対象とならない。</p>
<p>14</p> <p>要望書 (資料3) P.33</p>	<p>&lt;日本臨床衛生検査技師会&gt;</p> <p>生理学的検査の項目の追加（味覚検査、嗅覚検査等）</p>	<p>○ 関係学会の意見を踏まえ、検査項目を追加することとしてはどうか。</p>
<p>15</p> <p>要望書 (資料3) P.34</p>	<p>&lt;日本臨床細胞学会細胞検査士会&gt;</p> <p>包括的指示に基づいた細胞・組織標本に対して施行した特殊染色の実施</p>	<p>○ 制度上、どのような対応を想定しているのか。</p>
<p>16</p> <p>要望書 (資料3) P.35、 36</p>	<p>&lt;日本臨床工学技士会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カテーテル室への臨床工学技士の配置</li> <li>・ペースメーカー植込み手術・交換術及び植込み型除細動器植込み手術並びに外来診療時</li> </ul>	<p>○ 制度上、どのような対応を想定しているのか。</p>

	<p>の定期フォローアップにおける臨床工学技士の配置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・集中治療室への臨床工学技士の配置</li></ul>	
--	--	--